

皆さん初めまして。最後は福祉分野から社会福祉士の木村由美がお話をします。
私は肢体と、視覚と、言語に障害があり、てんかん発作を併せ持つ重複障害当事者です。

今日は原稿を代読していただくという形で皆様には聞いていただこうと思っています。
記録を取っていただくほどたいしたことは言わないと思うので
どうぞ気楽にリラックスして聞いていただいて何かありましたらお尋ねいただければと思います。

それで本日の内容ですが

三つに分けてお話をします。

まずは私の自己紹介です。

次は欠格条項との関りです。

そして最後に現在の思いについて語ります。

どうぞよろしくをお願いします。

では自己紹介から

私は木村由美と言います。もう「おばちゃん」と言われる年齢に確実に入っている中年です。

こんどの四月で確か四年目を迎える遅咲きの社会福祉士です。

現在の活動は一般社団法人全国障害学生支援センターでは事務局次長を

その他地元の自立生活センターにも交通バリアフリー問題では関わり

個人的にも当事者の伴走をする等色々な活動をしています。

コロナウイルスの影響もあり今のところ活動の大半は、オンラインが多いため、自宅のゲーミングチェアに腰掛、ノートパソコンでオンラインに繋ぎ、私からの発言はチャット機能を活用しています。

（外出先では携帯でメッセージを受信し、もしくはオンラインに繋がりさらりと会議したり、メッセージのやり取りを行います。

また職務の特性上守秘義務を確実に守る事が必須条件になりますので

私自体は画面を音声と点字で読めれば良いので

作業内容が外には見えないように

専用の看板のような物を作って作業中は画面だけが隠れるようにする工夫等もやっています。ただ最近ではオフライン上の活動も増えてきました。

介助者とともに車いすで飛び回り、パソコンの画面に文字を表示して活動しています。

欠格条項との関り

私が欠格条項に出会ったのは

確か聴覚障害の早瀬久美さん（旧姓 後藤久美さん）が薬剤師の国家試験に無事合格したにも関わらず、免許が交付されなかった

その理由が薬剤師法に欠格条項が入っていたからであるというニュースを知った時だったと思います。

そしてそのあとこの法律について私も調べ単純に「何で？」と思った記憶があります。がその時は自分の身に欠格条項の恐怖が忍び寄るという危機感が全くなかったので、その時は「おかしい」と思った物の正直半分以上他人事のようにとらえていました。

ただ三年の運動の末条項が 2001 年の改正施行と同時に免許を交付された。というお話を聞いて単純に「良かった良かった。試験に受かっているのに、免許がもらえないなんておかしい話だもんなあ）とは思った記憶があります。

その後私が社会福祉士国家試験に合格する前年度だったか、その前の年だったかに社会福祉士及び介護福祉士法が改正され相対的欠格事由が創設されました。

その中身が以下になります。

社会福祉士及び介護福祉士法

第三条第一号 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。

一 心身の故障により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

とあり具体的な「心身の故障」に関しては最初はよく分からなかったのですが、色々調べて行くうちに

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則

第一条の二 法第三条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

と書いてあります。

ちなみに

これで行くと私は確実に、意識が途絶えるてんかん発作が該当します。

「そうかあ。てんかんの発作がある人は社会福祉士になれないのかあ」文章を読めば読むほどそう思えてきます。

しかも私は受験上の配慮を申請する時に、合理的配慮を受ける目的でてんかんも伝えてあります。ということは仮に試験に受かったとしても、社会福祉士登録してもらえないのではないかという不安が脳裏をかけめぐりました。ちなみに社会福祉士として登録し

なければ社会福祉士になることはできません。

でも既に願書と配慮申請書は提出してあり、受験料も払い込んだ後でした。
不安な気持ちで3か月ほどを過ごしたと思います。

そんな中私を支えたのはインターネットでの情報収集と似たような体験を持つ人を探すことでした。

「結局てんかんをもって、相対的欠格事由に引っかかったという事例には出会わなかったのですが。」

でもその時思ったのはとりあえず、試験を普通に受けて合格すること。まずはそこからです。そして万が一受かって

登録の時に何かあった時は、泣き寝入りせず、必ず声を上げよう。そのための情報は集めておこうと思いました。

そして一応試験には無事合格し、合格証と一緒に登録証が来ました。

そして相対的欠格事由についての説明と該当するなら塗りつぶして出してくださいだったと思うのですがそういう紙が来ました。

とても悩みました。

厳密に言うと私の場合も確かに発作で意識がなくなるので、判断やコミュニケーションに障害はあります。（発作中はですけど）でもそれは多くても「数十秒、もしくは長年付き合っていますが今までの最長記録でも五分程度です。また人によって違うとは思いますが、24時間365日ずっと発作がある人はいないのが普通で発作の無い時間のほうが大半です。

ということは単純に考えて「いざと言うときは仕事は発作の無い時にやれば良い」という事になります。

ちなみに私の場合は二か月に1回ほど、忘れたころに発作がやってくるのでその日数十秒を、てんかんに使って、あとはバリバリ働けることになります。

そう考えると「てんかんだから相対的欠格事由の該当には当たらない」と色々な人のお考えを聞きながら思いました。

そして不安を抱えながら書類を投函しました。

思ったより早く、登録証が来たのでびっくりした記憶があります。

私の思い

以上のように私の不安は的中することなく

「良かったな」というのが正直な実感です。

またその後相対的欠格事由で免許を交付されなかった事例は一つもないと聞いていま

す。

ということは相対的欠格事由は免許を取ろうとする人たちに不安をあおるだけで、一つも意味をなしていないという事になります。

「意味がないのにいる？」正直そう思います。

私だったら「いません」と返事をしますけどね。

ちなみに免許を取って思ったのは

確かに気を付けなければならないこと、できないことはたくさんあります。

でも同時にできることもたくさんあります。

あえて言うと、しっかり自分の特性を知って体調の管理はきちんとしなければいけません。

でもそれは何処にどんな障害があってもなくても

てんかんがあってもなくても

同じことです。

そういう視点で考えると、相対的欠格事由は、いや!!、欠格条項そのものが

「邪魔だしいらないよね。」ということになります。

そしてそんないらないものはさっさと消えてくれることと同時に

誤認識して夢や希望を諦めてしまう人が出ないことを心から願っております。

ご静聴ありがとうございました。